

南篠崎スカイハイツ内旧学童クラブ跡施設（現南篠崎教育相談室）の返還を求める  
陳情

（文教委員会付託）

受理番号 第 14 号

受理年月日 平成 23 年 6 月 14 日

付託年月日 平成 23 年 6 月 28 日

陳情者 . . . . .

. . . . .

陳情原文 (株)ファミリー(現長谷工コーポレーション(株))は、昭和53年9月19日付け中里江戸川区長名の要望書を受け、南篠崎スカイハイツの開発を開始しました。更に、昭和55年9月1日付けで協定書(中里江戸川区長、(株)ファミリー)を締結しました。概要は以下に示します。

- (1) 提供公園(1,430㎡)の無償譲渡(寄付)
- (2) 教育負担金1億8,400万円の提供
- (3) 保育所(定員125名、821.191㎡)の無償譲渡(寄付)
- (4) 保育所園庭(885.434㎡)の無償貸与
- (5) 学童クラブ(定員25名、192.379㎡)の無償譲渡(寄付)
- (6) 協定書第4条、江戸川区が以下の行為をしようとするときは、予め(株)ファミリー(協定書第9条:南篠崎スカイハイツと読み替え)の承諾を受けなければならない。

- ・ 模様替え、増築、改築、保育園・学童クラブを閉鎖しようとするとき
- ・ 施設を第三者に譲渡又は転貸するとき

ところが、江戸川区は学童クラブを閉鎖し、教育相談所への移行・開所に際し、事前の申し入れ及び相談は全くありませんでした。そのため第25期理事会は条件付譲渡であるため、返還交渉を始めましたが平成17年9月30日付けにて江戸川区より交渉打ち切りの通達を受けました。

その後第28期理事長及び第30期理事長を陳情代表者として陳情を継続しておりましたが、平成23年3月28日(10議送第719号)付けで審査未了通知を受けました。

私たち南篠崎スカイハイツ居住者は下記の理由から、江戸川区議会に旧学童クラブ跡施設(現南篠崎教育相談室)を返還するよう陳情いたします。

記

- 1 区施設予約システムが変更され、区分所有法で義務付けられた管理組合定期総会や、自治会総会等の会場の予約が事実上出来なくなりました。区分所有者は56  
(裏面に続く)

2戸、総会出席者数約200名です。

- 2 各サークル活動の会場として使用しています。くすのきスカイハイツわかば会の会場として使用しています。推定60歳以上は300名位居り、会場の広さは20名が限度です。
- 3 震災時等の避難場所として使用を予定しています。現集会室では5組程度が限度です。
- 4 居住区分所有者の常設親睦会場の新設を検討しています。
- 5 教育相談室が当南篠崎スカイハイツに存在しなければならない必然性は認められません。